

# 2023年シンガポール予算案 税制改正の概要

(2023年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdが係わる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係わる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所  
E-mail：SPR@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

I. 予算案の概要.....	1
II. 法人税.....	1
1. 法人税の税率と税額控除.....	1
2. 企業技術革新スキーム（Enterprise Innovation Scheme, EIS）の導入.....	2
3. 国際化スキームにおける二重控除の拡充.....	3
4. 機械設備の取得価額に係わる加速償却.....	4
5. 適格内装工事費用の加速償却.....	4
III. 優遇税制.....	5
1. 投資控除（Investment Allowance : IA）スキームの延長.....	5
2. 自動化プロジェクトが対象の投資控除 100%（IA-100%）スキームの延長.....	5
3. パイオニア・インセンティブ（Pioneer Certificate Incentive : PC）および開発・拡張インセンティブ（Development & Expansion Incentive : DEI）の延長.....	5
4. 知的財産開発インセンティブ（IP Development Incentive : IDI）の延長.....	6
5. 金融セクターインセンティブ（Financial Sector Incentive : FSI）スキームの延長.....	6
IV. 個人所得税.....	7
1. 外国人家政婦雇用税の所得控除の廃止.....	7
V. Goods and Services Tax (GST).....	7
1. GST 税率.....	7
VI. 印紙税.....	7
VII. その他.....	9
1. 累進給与補助金制度（Progressive Wage Credit Scheme : PWCS）の強化.....	9
2. シニア就労者の中央積立基金（Central Provident Fund : CPF）拠出率の引き上げおよび雇用者の負担軽減策.....	10
3. CPF 対象月給上限額の引き上げ.....	10
4. 子供がシンガポール国籍の父親の産後育児休暇期間の延長.....	11
5. 2歳未満のシンガポール国籍の子供の両親の育児休暇期間の延長.....	11
6. たばこ税の増税.....	11
7. 特定の公的団体および認定団体への適格寄附金の控除の延長.....	11

# 2023年シンガポール予算案（税制改正）の概要

## I. 予算案の概要

2023年2月14日、ローレンス・ウォン財務相により、2023年度（2023年4月～2024年3月）予算案が発表された。法人所得税について、「税源浸食と利益移転（BEPS 2.0）」に基づく一定規模以上の多国籍企業へのグローバルミニマム法人税率15%と国内トップアップ税（Domestic Top-up Tax; DTT）の導入に対するシンガポール政府としての対応が注目されていたが、2025年1月1日以降に開始する会計年度からの導入を検討中であることが公表された。印紙税については、高額不動産の税率が引き上げられた。

法人税率、個人所得税税率、源泉税率に変更はなく、特定業種を対象とした優遇税制の延長・拡充等が提案されている。新型コロナウイルス後の新たな事業環境において、企業が技術革新により生産性を向上し、国際競争力を強化するための支援策が含まれている。

・税務当局（Inland Revenue Authority of Singapore : IRAS）：

2023年予算案、税制改正の概要「[Budget 2023 - Overview of Tax Changes and Enterprise Disbursements](#)」

## II. 法人税

### 1. 法人税の税率と税額控除

法人税率は17%で変更なく、免税枠について、2020賦課年度より最初の1万Sドルは75%、次の19万Sドルは50%が適用されている。キャッシュフロー改善等を目的とした税額控除は、提案されなかった。

「税源浸食と利益移転（BEPS 2.0）」に基づく一定規模以上の多国籍企業へのグローバルミニマム法人税率（15%）と国内トップアップ税の導入については、2025年1月1日以降に開始する会計年度から導入する方針が発表された。引き続きグローバル社会における進展状況を注視し、国際的にスケジュールが遅延する場合には、それに合わせて実施時期を調整するというシンガポール政府の対応方針が公表された。産業界と協議しながら検討を続け、実施前に十分な通知を行うとしている。

## 2. 企業技術革新スキーム（Enterprise Innovation Scheme, EIS）の導入

企業による研究開発や技術革新活動の促進を奨励する目的で、企業技術革新スキームが導入された。本制度では、既存の税務上の優遇措置が強化され、新しい優遇策が導入された。EIS の概要は以下表のとおりである。

適格活動	2023 賦課年度まで (現行ルール)	2024 賦課年度から 2028 賦課年度 (2023 年予算案での提案)
シンガポール国内における適格研究開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発費 100%相当額の損金算入</li> <li>適格研究開発費（人件費や消耗品費用）150%相当額の追加損金算入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発費 100%相当額の損金算入</li> <li>適格研究開発費の最初の 40 万 S ドルについて、300%相当額の追加損金算入</li> <li>適格研究開発費の 40 万 S ドル超の金額について、150%相当額の追加損金算入</li> </ul>
知的財産の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格知的財産登録費用の最初の 10 万 S ドルについて、200%相当額の損金算入</li> <li>適格知的財産登録費用の 10 万 S ドル超の金額について、100%相当額の損金算入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格知的財産登録費用の最初の 40 万 S ドルについて、400%相当額の損金算入</li> <li>適格知的財産登録費用の 40 万 S ドル超の金額について、100%相当額の損金算入</li> </ul>
知的財産権の取得およびライセンス	<p><u>知的財産権の取得</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適格知的財産権の取得費用について、100%相当額の税務上の減価償却</li> </ul> <p><u>知的財産権のライセンス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適格知的財産権のライセンス費用について、最初の 10 万 S ドルは 200%相当額の損金算入</li> <li>適格知的財産権のライセンス費用の 10 万 S ドルを超える分について、100%相当額の損金算入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格知的財産権の取得またはライセンス費用合計の最初の 40 万 S ドルについて、400%相当額の税務上の減価償却および/または損金算入</li> <li>適格知的財産権の取得費用の 40 万 S ドル超の金額について、100%相当額の税務上の減価償却</li> <li>適格知的財産権のライセンス費用の 40 万 S ドル超の金額について、100%相当額の損金算入</li> <li>上記は、優遇措置の適用を受ける賦課年度の年間売上が 5 億 S ドル未満の事業体が対象となる。</li> </ul>
研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修費用について、100%相当額の損金算入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修費用の最初の 40 万 S ドルについて、400%相当額の損金算入</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>研修費用の 40 万 S ドル超の金額について、100%相当額の損金算入</li> </ul>
ポリテクニク、技術教育機関 (ITE) または認定パートナーと共同で行う革新プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本的支出で、所得税法上の研究開発の定義に該当しないため、損金算入不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格革新費用の最初の 5 万 S ドルについて、400%相当額の損金算入</li> </ul>

一定の要件を充たす事業体は、各賦課年度につき、すべての適格活動の適格支出合計の 10 万 S ドルを上限として、上記の適格支出を損金算入する代わりに、20%相当額（1 賦課年度の現金化可能額の上限は 2 万 S ドルで非課税）を現金として受領することを選択できる。なお、一定の要件を充たす事業体とは、現金化の対象となる適格支出がある賦課年度の課税期間において、6 カ月以上勤務していて、月給が 1,400 S ドル以上の現地従業員（CPF 拠出があるシンガポール国籍または永住権保持者）を 3 名以上雇用した法人やパートナーシップ等が対象となる。

シンガポール国内における適格研究開発、知的財産権のライセンス、研修、革新プロジェクトに係る適格支出については、一部を現金化することが認められている。一方、知的財産の登録および知的財産権の取得については、適格支出の一部を現金化することは認められていない。

現金化の選択は年に 1 度で、手続きとしては、法人税申告の際に所定のフォームを提出することになる予定である。現金化を選択した場合、損金算入に変更することは不可となっている。

詳細は、IRAS より 2023 年 6 月 30 日までに公表予定である。

IRAS：「[Enterprise Innovation Scheme](#)」

Ministry of Finance：「[Enterprise Innovation Scheme](#)」

### 3. 国際化スキームにおける二重控除の拡充

Double Tax Deduction for Internationalisation, 以下「DTDi」スキームでは、エンタープライズシンガポール (Enterprise Singapore) またはシンガポール観光局 (Singapore Tourism Board) から事前承認を受けた場合、適格市場開拓および投資開発費用の 200%相当額の控除が認められている。

ビジネスにとって E コマースは、海外での事業拡大において一層重要な手段となっており、E コマースを活用した更なる国際化の推奨を目的として、DTDi スキームの対象範囲を拡大し、E コマース・プラットフォームやサービスプロバイダーに支払う以下の新しい適格活動「E コマースキャンペーン」に係る費用を対象とすることが提案された。

- a) ビジネスアドバイザー : プロモーションや実行計画に係るアドバイザー (例: 適当な E コマース・プラットフォームの選択 )
- b) アカウント作成 : E コマース・プラットフォームのアカウント作成や、E コマース・プラットフォーム上の販売権の設定に係る支援
- c) コンテンツ作成 : E コマースキャンペーン資料のデザイン (例: E ストアのパナーやオンライン商品画像)
- d) 商品掲載 : E コマース・プラットフォームへの商品やサービスのコンテンツのアップロードや、コンテンツ表示の頻度やタイミングの選定

上記の新しい適格活動に対する DTDi スキームについては、エンタープライズシンガポールの事前承認が必要である。2023 年 2 月 15 日以降に支出した適格費用に対して、上記対象範囲の拡大が適用される。

IRAS : 「[Double Tax Deduction for Internationalisation Scheme](#)」

Enterprise Singapore : 「[Double Tax Deduction for Internationalisation \(DTDi\)](#)」

#### 4. 機械設備の取得価額に係わる加速償却

税務上の減価償却 (Capital Allowance, 以下「CA」) が認められている全ての資産は、最長 3 年間で各賦課年度につき定額償却による損金算入が認められている。

2024 賦課年度 (2023 会計年度) に取得した機械設備について、上記のルールに加えて、以下のとおり、2 年間で CA として損金算入可能とすることが提案された。加速償却を選択した場合、他の償却方法には変更できない。

- a) 1 年目 (2024 賦課年度) は取得価額の 75% を CA として損金算入する。
- b) 2 年目 (2025 賦課年度) は取得価額の 25% を CA として損金算入する。

CA については、一定の要件を満たす場合、課税所得が生じる賦課年度まで繰り延べて課税所得と相殺できるが、加速償却を選択した場合、CA の繰り延べは認められない。

#### 5. 適格内装工事費用の加速償却

事業目的で適格内装工事費用を支出した場合、当該支出が発生した基準年度以降の連続する 3 賦課年度において損金算入することが認められている。

2024 賦課年度(2023 会計年度)については、1 賦課年度での損金算入を可能とすることが提案された。連続する 3 賦課年度における当該損金上限額は、30 万 S ドルで現行ルールから変更ない。加速償却を選択した場合、取り消しは不可となっている。

### III. 優遇税制

#### 1. 投資控除 (Investment Allowance : IA) スキームの延長

IA スキームでは、認定プロジェクト用の新規生産設備に関する認定資本支出について、通常の資本控除 100%に加え、適格設備投資の追加控除が可能となっている。経済開発庁 (Economic Development Board, 以下「EDB」) やエンタープライズシンガポールが管轄で、2023 年 12 月 31 日に失効する予定であった。

シンガポール国内における生産設備への投資を引き続き奨励するため、本制度の適用期限を 2028 年 12 月 31 日まで延長することが提案された。

#### 2. 自動化プロジェクトが対象の投資控除 100% (IA-100%) スキームの延長

IA-100%スキームでは、エンタープライズシンガポールに認定された自動化プロジェクトに関する認定資本支出について、資本控除 100%が可能となっている。IA-100%スキームは、2023 年 3 月 31 日に失効する予定であった。

自動化により事業変革を推進する企業を引き続き奨励する目的で、本制度の適用期限を 2026 年 3 月 31 日まで延長することが提案された。

#### 3. パイオニア・インセンティブ (Pioneer Certificate Incentive, 以下「PC」) および 開発・拡張インセンティブ (Development & Expansion Incentive, 以下「DEI」) の延長

PC および DEI は、新規プロジェクトを実施するか、シンガポールにおける事業の拡張または増強し、さらに、グローバル、または、地域統括拠点をシンガポールに設置する企業を対象とした制度である。

- a) PC の認定企業は、適格活動から稼得する所得に対する法人税が免税となっている。
- b) DEI の認定企業は、適格所得に対して 5%または 10%の軽減税率が適用される。



PC および DEI は、2023 年 12 月 31 日に失効する予定であるが、シンガポールにおける高付加価値の戦略的な特定製品の製造や特定サービスの提供を引き続き奨励する目的で、PC および DEI の適用期限を 2028 年 12 月 31 日に延長することが提案された。

#### 4. 知的財産開発インセンティブ（IP Development Incentive, 以下「IDI」）の延長

知的財産開発インセンティブは、研究開発活動から生じる知的財産権の使用および商業化の促進を目的としている。認定を受けた企業は、適格所得に対して、5%または10%の軽減税率が適用される。

IDI は、2023 年 12 月 31 日に失効する予定であるが、シンガポールにおける研究開発活動から生じる知的財産権の使用および商業化を支援する目的で、IDI の適用期限を 2028 年 12 月 31 日に延長することが提案された。

#### 5. 金融セクターインセンティブ（Financial Sector Incentive, 以下「FSI」）スキームの延長

FSI では、適格銀行および金融活動、統括およびコーポレートサービス、ファンド管理および投資アドバイザリーサービスから生じる所得に対して、優遇税率の 5%、10%、12%、13.5%が適用される。FSI は、2023 年 12 月 31 日に失効する予定であったが、シンガポールにおける金融セクター活動の更なる発展を支援する目的で、FSI は、以下のとおり延長し合理化することが提案された。

- a) FSI の適用期限を 2028 年 12 月 31 日までとする。
- b) 現行の優遇税率は、2024 年 1 月 1 日以降に認定される新規および更新アワードについて、以下のとおり、10%と 13.5%の二つの優遇税率に集約される。
  - i) FSI-キャピタルマーケット、FSI-デリバティブマーケット、FSI-与信枠シンジケーション – 現行の 5%から 10%に変更
  - ii) FSI-ファンドマネジメントおよび FSI-統括拠点サービス – 現行の 10%から変更なし
  - iii) FSI-信託会社 - 現行の 12%から 13.5%に変更
  - iv) FSI-スタンダードティア - 現行の 13.5%から変更なし

詳細は、MAS より 2023 年 5 月 31 日までに公表予定である。

## IV. 個人所得税

### 1. 外国人家政婦雇用税の所得控除の廃止

仕事を持つシンガポール居住者の女性は、一定の要件を充たす場合、本人または配偶者が雇用する外国人家政婦雇用税について、200%相当額の所得控除が認められている。当該所得控除は、結婚後も仕事を続ける女性の支援を目的として 1989 年に導入されたが、シンガポール政府は、仕事を持つ母親や扶養家族を直接支援する各種制度を導入してきた。外国人家政婦雇用税は、1 人めは 300 S ドル/月、2 人め以降は、450 S ドル/月であるが、16 歳未満の子供や高齢者、障害者と生活している家族に対しては、優遇措置として 60 S ドル/月の軽減雇用税が適用されていることから、すべての納税者を対象として、2025 賦課年度より、外国人家政婦税に係る所得控除を廃止することが提案された。

## V. Goods and Services Tax (GST)

### 1. GST 税率

GST 税率は、2007 年 7 月 1 日より 7%が適用されている。医療費、及び高齢者介護の支出拡大に対する税収確保のため、2022 年の予算案で、以下のとおり、GST 税率の段階的な引き上げが公表され、2023 年 1 月 1 日より 7%から 8%に引き上げられた。

- a) 2023 年 1 月 1 日より 7%から 8%に引き上げ
- b) 2024 年 1 月 1 日より 8%から 9%に引き上げ

2023 年予算案では、GST 税率に関する発表はなく、2024 年 1 月 1 日より 8%から 9%に引き上げられる予定である。

IRAS: [「Overview of GST Rate Change」](#)

## VI. 印紙税

不動産の購入者に対する印紙税 (Buyer's Stamp Duty, BSD) については、居住用不動産は 1%から 4%の税率、また、居住用でない不動産は 1%から 3%税率が適用されている。

BSD 制度を強化する目的で、高額な不動産を対象として、以下のとおり、BSD の税率を引き上げることが公表された。2023 年 2 月 15 日以降に取得されるすべての不動産に対して、改正後の税率が適用される。

### 居住用不動産

- a) 150 S ドル万超、300 S ドル万以下の不動産価額の部分に、BSD 税率 5%が適用される。
- b) 300 S ドル万超の不動産価額の部分に、BSD 税率 6%が適用される。

### 居住用でない不動産

- a) 100 S ドル万超、150 万 S ドル以下の不動産価額の部分に、BSD 税率 4%が適用される。
- b) 150 万 S ドル超の不動産価額の部分に、BSD 税率 5%が適用される。

#### 改正前

2018 年 2 月 20 日以降 2023 年 2 月 14 日まで	税率	
	居住用不動産	居住用でない不動産
初めの 180,000 S ドル	1%	1%
180,001～360,000 S ドル	2%	2%
360,001～1,000,000 S ドル	3%	3%
1,000,000 S ドル超	4%	

#### 改正後

2023 年 2 月 15 日以降	税率	
	居住用不動産	居住用でない不動産
初めの 180,000 S ドル	1%	1%
180,001～360,000 S ドル	2%	2%
360,001～1,000,000 S ドル	3%	3%
1,000,000～1,500,000 S ドル	4%	4%
1,500,000～3,000,000 S ドル	5%	5%
3,000,000 S ドル超	6%	

IRAS：「 [Buyer's Stamp Duty \(BSD\)](#) 」

## VII. その他

### 1. 累進給与補助金制度（Progressive Wage Credit Scheme, 以下「PWCS」）の強化

PWCS は、低所得労働者と対象とした累進賃金の導入に向けた移行の支援を目的として、2022 年の予算案で導入された。2022～2026 年におけるシンガポール人及びシンガポール永住権保有者（現地従業員）の昇給の一部を政府が負担する制度で、概要は以下のとおりである。

- a) 月給 2,500 S ドル以下の現地従業員については、2022～2026 年の 5 年間にわたる給与引き上げに対して、補助金が支給される。
- b) 月給 2,500 S ドル超、3,000 S ドル以下の現地従業員については、2022～2024 年の 3 年間にわたる給与の引き上げに対して、補助金が支給される。
- c) 各対象年度の現地従業員 1 人あたりの平均月給昇給額が 100 S ドル以上の場合、PWCS 支給の対象となる。
- d) 政府は、各対象年度の昇給に対して、2 年間補助金を支給する。例えば、2022 年の昇給が、2023 年も維持された場合には、2022 年と 2023 年の 2 年間、補助金を支給する。

2023 年予算案で、2023 年に政府が負担する給与の割合について、月給 2,500 S ドル以下の場合、昇給額の 50%から 75%に引き上げ、また、月給 2,500 S ドル超 3,000 S ドル以下の場合、昇給額の 30%から 45%に引き上げることが発表された。

#### 政府が負担する給与の割合

対象年度	補助金支給時期	月給 2,500 S ドル以下	月給 2,500 S ドル超、 3,000 S ドル以下
2022	2023 年 Q1	75%	45%
2023	2024 年 Q1	75% (+25%)	45% (+15%)
2024	2025 年 Q1	30%	15%
2025	2026 年 Q1	30%	-
2026	2027 年 Q1	15%	-

PWCS は申請手続きは不要で、支給額は CPF 拠出情報をもとに計算される。電子的に銀行口座に振り込まれるため、対象企業は、IRAS への GIRO 登録もしくは、PayNow Corporate の登録が必要となっている。

IRAS : 「[Progressive Wage Credit Scheme](#)」

## 2. シニア就労者の中央積立基金（Central Provident Fund, 以下「 CPF」） 拠出率の引き上げおよび雇用者の負担軽減策

CPF はシンガポール人およびシンガポール永住権保持者の従業員を対象とした制度で、雇用者および従業員は、給与に対して一定の割合で CPF を拠出することになっている。

2019 年に、55～70 歳の CPF 拠出率については、2030 年までに段階的に引き上げられる予定であることが発表され、以下表のとおり、引き上げは 2022 年 1 月と 2023 年 1 月に実施された。

従業員の年齢	CPF 総拠出率（雇用者と従業員の拠出率の合計）				
	2016 年 ～2021 年	2022 年	2023 年	2024 年 (予算案での提案)	2030 年まで
55 歳以下	37.0%	変更なし			
55 歳超～60 歳	26.0%	28.0%	29.5%	31.0% <sup>(注 1)</sup>	37.0%
60 歳超～65 歳	16.5%	18.5%	20.5%	22.0% <sup>(注 1)</sup>	26.0%
65 歳超～70 歳	12.5%	14.0%	15.5%	16.5% <sup>(注 2)</sup>	16.5%
70 歳超	12.5%	変更なし			

(注 1) CPF 拠出率の増加分は、雇用者 0.5%、従業員 1%となる。

(注 2) CPF 拠出率の増加分は、雇用者、従業員共に 0.5%ずつとなる。

企業の負担を軽減する目的で、2023 年 1～12 月の 1 年間、雇用者の CPF 拠出率の増加分の 50%相当額は、政府が負担する。2024 年 1～12 月の 1 年間についても、雇用者の CPF 拠出率の増加分の 50%相当額は、政府が負担することが発表された。

## 3. CPF 対象月給上限額の引き上げ

現行の CPF 対象月給の上限額は 6,000 S ドルで、2016 年以降、同額となっている。近年の給与の上昇に伴い、2023 年予算案で、以下表のとおり、段階的に 2026 年までに CPF 対象月給の上限額を 6,000 S ドルから 8,000 S ドルに引き上げることが発表された。

	CPF 対象月給の上限額	CPF 対象年間給与の上限額
現行	6,000 S ドル	102,000 S ドル
2023 年 9 月 1 日以降	6,300 S ドル (+300 S ドル)	
2024 年 1 月 1 日以降	6,800 S ドル (+500 S ドル)	
2025 年 1 月 1 日以降	7,400 S ドル (+600 S ドル)	
2026 年 1 月 1 日以降	8,000 S ドル (+600 S ドル)	

#### 4. 子供がシンガポール国籍の父親の産後育児休暇期間の延長

子供がシンガポール国籍の父親については、2週間の政府負担による有給の育児休暇（Government-Paid Paternity Leave, 以下「GPPL」）が認められている。父親の育児参加を推奨する目的で、2024年1月1日以降に産まれるシンガポール国籍の子供の父親を対象として、雇用者側の体制が整っている場合には、任意でGPPLを最長4週間に延長可能とする予定であることが発表された。

#### 5. 2歳未満のシンガポール国籍の子供の両親の育児休暇期間の延長

子供が2歳未満でシンガポール国籍の場合、両親それぞれ年間6日間の無給休暇（Unpaid Infant Care Leave, 以下「UICL」）の取得が認められている。3カ月以上勤務した両親を対象として、2024年1月1日から、UICLを年間12日とする予定であることが発表された。

#### 6. たばこ税の増税

たばこ製品の消費を抑制することを目的として、2023年2月14日以降、すべてのたばこ製品の物品税の税額が15%引き上げられた。

#### 7. 特定の公的団体および認定団体への適格寄附金の控除の延長

個人または法人は、特定のシンガポール公的団体および認定団体に対して適格寄附金を拠出する場合、250%相当額の控除が認められている。2016年1月1日から2023年12月31日の間に拠出される適格寄附金が対象となっているが、社会還元を奨励する目的で、適用期間を3年間延長し、2024年1月1日から2026年12月31日の間に拠出される適格寄附金も、250%相当額の控除の対象とすることが提案された。